

瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金交付要綱

（令和 8 年 3 月 3 1 日）
（告示 第 8 5 号）

（目的）

第 1 条 この要綱は、電力及びガス等のエネルギー価格高騰の影響を受けている中小企業者等に対し、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することにより、中小企業者等への負担を軽減し、もって町の産業振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）に基づく中小企業者及び個人事業主であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- （1）主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地が瑞穂町の区域内にあり、事業を営み事業収入（農業収入を除く。）を得ていること。
- （2）法人にあつては、令和 8 年 1 月 1 日の時点において、資本金の額又は出資の総額が 1 0 億円未満であること。ただし、資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員の数が 2, 0 0 0 人以下であること。
- （3）瑞穂町暴力団排除条例（平成 2 4 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は同条第 3 号の暴力団関係者（法人にあつては、その役員及び従業員が当該暴力団関係者）でないこと。
- （4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- （5）政治団体でないこと。
- （6）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為を行おうとする団体でないこと。
- （7）前各号に掲げる者のほか、補助金の目的に照らして適当でな

いと町長が認める者でないこと。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、中小企業者等のうち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 第6条の規定による申請の時点において、事業を営み1年以上経過し、かつ、今後も継続して事業を営む意思を有していること。
- (2) 第6条の規定による申請の時点において、瑞穂町農業者物価高騰臨時対策補助金交付要綱（令和8年告示第84号）に規定する補助金の交付を受けておらず、かつ、当該補助金の申請を予定していないこと。
- (3) 補助金の申請時点で納期が到来している町税に未納がないこと。
- (4) この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

(対象経費)

第4条 補助金の対象経費となるのは、直近の決算書に記載のある経費のうち、ガソリン代、軽油代、重油代、灯油代等の燃料費に当たるもの及び電気代、ガス代等の光熱費に当たるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、6万円を超えない範囲内で、直近の決算書のうち、前条に規定する対象経費の20パーセント(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 直近の確定申告書の写し
- (2) 直近の決算書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期限は、町長が別に定める。

(交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、そ

の内容を審査し、適当と認めるときは、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による審査の結果、不適当と認めるときは、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を適当でないとして認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助事業者に対し、瑞穂町中小企業者等物価高騰臨時対策補助金返還命令書（様式第5号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 3 前項の規定により補助金の全部又は一部の返還を命じられた補助事業者は、町長が別に指定する期日までに補助金を返還しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成18年規則第11号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
（失効）
- 2 この告示は、令和8年8月10日限り、その効力を失う。ただ

し、同日までに第6条に規定する申請がされたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。